

報告第10号

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

令和8年9月28日提出

石垣市長 中山 義 隆

健全化判断比率

(令和7年度決算)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断	—	—	7.1	62.3
早期健全化基準	12.67	17.67	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字又は連結実質赤字額がないことを表す。

資金不足比率

(令和7年度決算)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づく資金不足比率

(単位：％)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	
港湾事業特別会計	—	

備考 各会計の資金不足比率の欄において「—」と標記されている場合は、資金不足額が発生していないことを表す。

石 監 第 39-1 号
令和 8 年 8 月 25 日

石垣市長 中 山 義 隆 様

石垣市監査委員 前 原 博 一
同 石 垣 達 也

令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき審査を行った結果、監査委員の合議により、別紙のとおり意見書を提出します。

令和7年度 健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

健全化判断比率の審査にあたっては、石垣市監査基準（令和2年監査委員告示第3号）に準拠し、市長から提出された健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

2 審査の期間

令和8年7月24日から同年8月25日まで

3 審査の結果

審査に付された健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に準拠して作成されており、記載された計数等いずれも適正であると認められた。

4 審査の意見

（1）個別意見

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すとされている。

（単位：千円・％）

会 計 名		実質収支額
一 般 会 計 等	一 般 会 計	405,637
	一般会計等に属する特別会計	
	港湾事業特別会計（普通会計）	1
	石垣都市計画土地地区画整理事業特別会計	1,919
合 計		407,557

当年度の一般会計等における実質収支額は、4億755万7千円の黒字となっている。

一般会計における市税及び寄附金等の歳入が増加したものの、物件費や補助費の歳出が上回り実質黒字額は前年度4億2,138万1千円と比べ、1,382万4千円の減少となっている。

（単位：千円・％）

	実質赤字額 (A)	標準財政規模 (B)	実質赤字比率 (A/B) × 100	早期健全化 基準	財政再生 基準
令和7年度	△407,557	16,675,152	△2.44	12.67	20.00
令和6年度	△421,381	16,038,440	△2.62	12.71	20.00
増 減	△13,824	636,712	△0.18	—	—

※ 実質収支が黒字であるため、実質赤字額欄には実質黒字額を負の値で表記している。

ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

上記のとおり実質収支額は黒字であることから、実質赤字比率はマイナス値を示しており、早期健全化基準の12.67%を下回っている。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、前記の一般会計等に特別会計及び公営企業の収支額を合算した「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したもので、赤字の程度を指標化し運営の深刻度を表すとされている。

(単位：千円)

会 計 名	実質収支・剰余金額
一 般 会 計	405,637
一般会計等に属する特別会計	
港湾事業特別会計（普通会計）	1
石垣都市計画土地地区画整理事業特別会計	1,919
小 計	407,557
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	
国民健康保険事業特別会計	211,266
介護保険事業特別会計	59,096
後期高齢者医療事業特別会計	2,064
小 計	272,426
法適用企業	
水道事業会計	3,386,101
下水道事業会計	952,262
小 計	4,338,363
法非適用企業	
港湾事業特別会計	243,523
小 計	243,523
合 計	5,261,869

すべての会計において黒字であり、実質収支及び剰余金の合計額は 52 億 6,186 万 9 千円となる。

前年度の実質収支及び剰余金合計額 48 億 375 万 3 千円と比べ、4 億 5,811 万 6 千円増加となっている。主な要因は、一般会計が 1,341 万 5 千円、介護保険事業特別会計が 8,967 万 8 千円、外 3 件の特別会計が減少したものの、国民健康保険事業特別会計が 3 億 244 万 6 千円、水道事業会計が 9,519 万円、下水道事業会計が 2 億 2,909 万 6 千円、後期高齢者医療事業特別会計が 38 万 5 千円増加したことによる。

(単位：千円・％)

	連結実質赤字額 (A)	標準財政規模 (B)	連結実質赤字比率 (A/B) × 100	早期健全化 基準	財政再生 基準
令和 7 年度	△5,261,869	16,675,152	△31.55	17.67	30.00
令和 6 年度	△4,803,753	16,038,440	△29.95	17.71	30.00
増 減	458,116	636,712	1.6	—	—

※ 実質収支が黒字であるため、連結実質赤字額欄には実質黒字額を負の値で表記している。

ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

上記のとおり実質収支額及び剰余金額は黒字であることから、連結実質赤字比率はマイナス値を

示しており、早期健全化基準の 17.67%を下回っている。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表した 3 か年度平均の比率である。

この数値が大きいほど公債費の負担が重いことを示し、資金繰りの危険度を表すとされている。

(単位：千円・%)

	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度
公債費に係る一般財源 (元利償還金－特定財源)	2,348,440	2,203,379	2,082,902
公営企業に要する経費の財源 とする地方債の償還の財源に 充てたと認められる繰入金	578,996	543,171	566,301
公債費に準ずる債務負担行為 に係るもの	0	0	0
一時借入金の利子	7,375	2,264	60
計 (A)	2,934,811	2,748,814	2,649,263

災害復旧等の基準財政需要額 (B)	1,483,895	1,464,609	1,440,126
基準財政需要額に算入された 公債費及び準元利償還金の額 (C)	312,257	282,264	262,966

標準税収入＋普通交付税額＋ 臨時財政対策債発行可能額 (D)	16,675,152	16,038,440	15,606,040
--------------------------------------	------------	------------	------------

比率（単年度） $\{(A-B-C)/(D-B-C)\} \times 100$	7.6	7.0	6.8
---	-----	-----	-----

実質公債費比率 (3 か年度平均)	令和 7 年度 (R7～R5)	令和 6 年度 (R6～R4)	増減
	7.1	7.0	0.1

早期健全化基準	25.0
財政再生基準	35.0

当年度の単年度比率は 7.6%で前年度より 0.6 ポイント上昇した。3 か年度の平均を示す実質公債費比率は 7.1%で前年度より 0.1 ポイント上昇したが、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

④ 将来負担比率

将来負担比率は地方公共団体の借入金（地方債）等の現在抱えている負債の大きさについて、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものである。

一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担等について、現時点での状況を指標化し、将来財政を圧迫する可能性があるか判断するものである。

（単位：千円・％）

区 分		令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
将来負担額（Ａ）		33,867,753	33,038,285	829,468
地方債の現在高	(a)	28,652,869	28,277,681	375,188
債務負担行為に基づく支出予定額	(b)	355	516	△161
公営企業債等繰入見込額	(c)	4,667,367	4,760,088	△92,721
退職手当負担見込額	(d)	0	0	0
設立法人の負債額等負担見込額	(e)	547,162	0	547,162

充当可能財源（Ｂ）		24,588,074	25,371,010	△782,936
充当可能基金	(f)	6,458,418	6,811,139	△352,721
充当可能特定歳入	(g)	676,943	702,009	△25,066
基準財政需要額算入見込額	(h)	17,452,713	17,857,862	△405,149

標準財政規模（Ｃ）	16,675,152	16,038,440	636,712
-----------	------------	------------	---------

算入公債費等の額（Ｄ）	1,796,152	1,746,873	49,279
-------------	-----------	-----------	--------

将来負担比率 $\{(A-B)/(C-D)\} \times 100$	62.3	53.6	8.7
-------------------------------------	------	------	-----

早期健全化基準	350.0
---------	-------

※ 算入公債費等の額（Ｄ）は、前ページ（Ｂ）と（Ｃ）の合計である。

当年度の将来負担比率は 62.3％で、前年度より約 8.7 ポイント増加したが早期健全化基準の 350.0％は下回っている。これは前年度に比べ、地方債現在高が 3 億 7,518 万 8 千円、設立法人の負債額等負担見込額が 5 億 4,716 万 2 千円増加したことに加え、充当可能財源が前年度に比べ 7 億 8,293 万 6 千円減少したことによるものである。

（２）総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令等に準拠して適正に算定されているものと認められる。審査した比率はいずれも基準内であり、早期健全化の対象となるものはなかった。

①実質赤字比率は、実質赤字額が生じておらず、前年度に比べ 0.18 ポイント減少の△2.44％で、早期健全化基準の 12.67％を下回り、良好な状態にあると認められる。

②連結実質赤字比率は、一般会計からの繰入金により黒字化しており、全ての会計において実質赤字額は生じておらず、マイナス値を示している。前年度に比べ1.6ポイント上昇の△31.55%となり、早期健全化基準の17.67%を下回り良好な状態にあると認められる。

また、前年度において国民健康保険事業特別会計は9,118万円の赤字であったが、当年度においては繰入金の増加と歳出の減少により2億1,126万6千円の黒字となっている。今後も財務健全化に向け適切な事業運営を徹底していただきたい。

③実質公債費比率は、単年度比率で前年度に比べ0.6ポイント、3か年度の平均を示す比率は前年度から0.1ポイントそれぞれ上昇したが、早期健全化基準の25.0%を下回っていることから良好な状態にあると認められる。

④将来負担比率は、教育・福祉施設等整備事業債の増加に加え、設立法人の負債額等負担見込額の皆増により前年度に比べ8.7ポイント増加したものの、早期健全化基準の350.0%を下回り良好な状態にあると認められる。

当年度の健全化判断比率は、全ての指標において早期健全化基準を下回り、良好である。しかしながら、将来負担額については、対前年度比で8億2,946万8千円増の338億6,775万3千円となった。このことにより近年下降傾向にあった将来負担比率は上昇へと転じ、後年度に財政負担を残している。

今後も特定臨時避難施設整備事業などの大型ハード・ソフト事業、高齢化の進展に伴う社会保障費など義務的経費の増加、公共施設等の老朽化に伴う大規模修繕や物価高騰による維持管理費の増加などが見込まれるとともに、公債費の新庁舎整備及びクリーンセンター整備事業に係る償還も始まったことから長期的に財政に影響を及ぼすものと考えられる。

また、当年度より皆増となった設立法人の負債額等負担見込額については、関係する第三セクター等の現在及び将来の経営状況や資産債務の状況について、適切に把握をすることが必要である。

当年度の自主財源は、市税及び寄附金等の増加により前年度を上回ったが、今後も社会情勢や景気動向を注視しながら積極的な自主財源の確保に取り組むとともに、繰り上げ償還の実施や交付税措置の低い起債の借入抑制に努めるなど、過度な将来負担を招くことがないよう留意し、健全な財政運営に努めていただきたい。

5 その他必要と認める事項

特に指摘すべき事項はない。

令和 7 年度 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

資金不足比率の審査にあたっては、石垣市監査基準（令和 2 年監査委員告示第 3 号）に準拠し、市長から提出された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が法令等に準拠して適正に作成されているかどうかを主眼に審査を実施した。

2 審査の期間

令和 8 年 7 月 24 日から同年 8 月 25 日まで

3 審査の結果

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成されており、記載された計数等いずれも適正であると認められた。

4 審査の意見

資金不足比率は、公営企業等の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。

資金不足率が高いということは、料金収入等に対して資金の不足額が大きいということになり、料金収入だけで資金不足を解消するのが難しく、経営に問題があるとみなされる。

(単位：千円・%)

会計名	区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
水道事業会計	資金剰余金	△3,386,101	△3,290,911	95,190
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	1,456,963	1,475,533	△18,570
	資金不足比率	△232.4	△223.0	9.4
下水道事業会計	資金剰余金	△952,262	△723,166	229,096
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	168,941	162,868	6,073
	資金不足比率	△563.6	△444.0	119.6
港湾事業特別会計	資金剰余金	△243,523	△309,022	△65,499
	資金不足額	—	—	—
	事業の規模	399,885	308,153	91,732
	資金不足比率	△60.8	△100.2	△39.4

経営健全化基準	20.00
---------	-------

※ 資金不足額が見られないため、資金剰余額を負の値で表示し比率を求めている。
ただし、増減欄は前年度に対する健全の度合いを示すため正の値で表記している。

当年度の資金不足比率について、一般会計からの繰入金により黒字化している会計もあるが、いずれの事業会計も資金不足は生じていない。また、資金剰余金を用いて比率を求めると、資金不足比率はすべてマイナス値を示し、経営健全化基準の 20.00%を下回り、公営企業等の経営は概ね良好な状態にあると認められる。

5 その他必要と認める事項

特に指摘すべき事項はない。

